

## スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーター利用規約

スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーター利用規約（以下「本規約」という）は株式会社STAR STUDS（以下「当社」という）と、当社の提供するコンテンツ・サービス及び提携先コンテンツ・サービスに関して、本文に定義するオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターとの間の関係を規律するものである。

### 第1条（定義）

1. スタースタッズオフィシャルライバーは、当社指定の申込フォームよりスタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーター利用契約（以下「本契約」という）を締結し、自己の運営するサービスや、アプリケーションソフトウェアに契約アカウントを紐づけし、電気通信によるネットワークを利用して自発的に顧客を誘導する者をライバーといい、当社の運営または提携するサービスをコンテンツ・サービスという。パソコン・携帯電話・スマートフォン等の情報処理端末において利用可能なライバーが管理・運営するアプリケーションソフトウェアのことをライブ配信コンテンツ又はライブ配信アプリという。
2. スタースタッズオフィシャルナビゲーターは、当社所定の規約による入会契約を締結して、自己の運営するコンテンツ・サービスや、アプリケーションソフトウェア、SNSサービスから電気通信によるネットワークを利用して、顧客をコンテンツ・サービスに誘導し、報酬を得ようとする者（当社自らが行う場合を含む）をナビゲーターといい、ナビゲーターの運営するサービスや、アプリケーションソフトウェア、SNSサービス（新設されるもの、新たに登録されるものを含む）をライブコマースやコンテンツ・サービスという。また、ライブ配信コンテンツのリンクを通じて、コンテンツ・サービスへ移動し、あるいは移動しようとする者をリスナーという。
3. リスナーによるコンテンツ・サービスを利用した有料アイテム売上が配信売上という。リスナーがコンテンツ・サービスへ移動し、商品などを購入した売上がナビゲーター売上という。
4. 運営コンテンツ・サービス及び提携コンテンツ・サービスを利用することでリスナーを誘導し、配信売上、ナビゲーター売上が当社が集計し対価を支払う仕組みをインセンティブカインセンティブプログラムといい、当社の提供するインセンティブプログラム代行サービスあるいはネットワークをスタースタッズオフィシャルコンテンツという。

### 第2条（申込と承諾）

1. スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターになろうとするものは、次の事項についてすべて承諾した上で、当社指定の申込みフォームより必要事項を入力し送信する。その後、3営業日以内に申請メールアドレスへ送信されるスタースタッズオフィシャルライバーまたはオフィシャルナビゲーター契約書（PDFファイル）を印刷し、記名押印の上、必要書類を添付して、指定の送付先へ郵送し申し込みをするものとする。
  - (1) 当社が定めるライバー・ナビゲーター契約基準に基づき、当社が申し込みを承諾しない場合があること。また、当社が申し込みを承諾しない場合において、当社はライバー・ナビゲーターに対して、その内容・根拠の説明を行わないこと
  - (2) 当社が定めるライバー・ナビゲーター契約基準等に基づき、当社が申し込みを承諾する場合であっても、当社は、当該承諾によりコンテンツ・サービスについて、適法性、非侵害性、目的適合性等の一切の保証を行わないこと
  - (3) 当社が、当社の自由裁量において、ライバーやナビゲーターを、監督官庁その他行政機関に対して照会することに異議を述べないこと

2. 当社が申込内容を審査し、申込を承諾した時点から本契約は成立し効力を生じる。なお、申込の承諾とは当社がライバー、ナビゲーターに対してアカウントをメールにて発信した時点进行いう。
3. ライバーやナビゲーターは、当社に対して申し込みを行った場合において、コンテンツ・サービス又はアプリの運営業務を第三者に委託するときは、当該第三者について、次の事項について表明し、保証する。
  - (1) 当該第三者がコンテンツ・サービス又はアプリ上に記載している名称が真実であること
  - (2) 当該第三者が本規約第12条に違反しないこと
  - (3) 当該第三者に関する本規約上の一切の債務をライバー、ナビゲーターが負うこと

### **第3条（スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターの内容）**

当社は、当社が開発し、運営・管理する電気通信によるネットワークを提供し、運営コンテンツ・サービス及び提携コンテンツ・サービスを利用したインセンティブプログラムをライバー及びナビゲーターが利用できるようにする。

### **第4条（サービスプロモーション）**

当社は、スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターのインセンティブプログラムがコンテンツ・サービスに登録され、サービスが利用可能になった時点より一定期間、運営コンテンツ・サービスにおいて、ライバー・ナビゲーターのプロモーションをする。但し、その期間・内容については、当社の自由裁量によるものとする。

### **第5条（オプション）**

スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターがリセラーショップ契約などオプションサービスの申込をした場合は、双方協議の上、新たに契約を締結する。

### **第6条（プログラム期間・成功報酬決定方法の選択）**

1. スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターは、インセンティブプログラム開始までに、インセンティブプログラム運用の期間と成功報酬の割合を決定し、当社が指定する契約書に記名押印し、当社が定める方法により提出しなければならない。インセンティブプログラム運用の期間と成功報酬の割合については、秘密保持を優先し口外してはならない。
2. インセンティブプログラムは当社がライバー、ナビゲーターの内容を審査し、承諾後にコンテンツ・サービス上に登録を行い、スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターに通知した時点で開始される。

### **第7条（コンテンツ・サービスの解除）**

スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターがインセンティブプログラムに参加しているコンテンツ・サービスとの提携を解除する場合は、コンテンツ・サービスへ事前通知の上、解除することが出来る。また、スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターは、インセンティブプログラム参加中のコンテンツ・サービスから事前通知無しにインセンティブプログラム参加を解除されることがあることを了承する。

### **第8条（成功報酬の承認と確定）**

1. スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターの成功報酬の承認期間については、毎月末締めとする。

2. スタースタッズオフィシャルライター・オフィシャルナビゲーターは当社が認めた場合に限り本条第1項の成功報酬承認までの期間を別途定めることができるが、スタースタッズオフィシャルライター・オフィシャルナビゲーターは期間を変更していることを運営事務局に対し周知させなくてはならない。
3. スタースタッズオフィシャルライター・オフィシャルナビゲーターは本条第1項又は第2項の成功報酬の承認までの期間にコンテンツ・サービス内で集計された結果が自動的に確定されることを承諾するものとする。
4. スタースタッズオフィシャルライター・オフィシャルナビゲーターが「スタースタッズオフィシャルライター・オフィシャルナビゲーター利用規約」に基づき退会または解除となった場合、成功報酬は没収され返還は行わないものとする。

#### **第9条（成功報酬の支払方法）**

1. 当社は、毎月末日を締日として、コンテンツ・サービスごとに成功報酬を集計し、翌10日頃までに明細書を発行する。成功報酬の支払いについては、締日より90日後の翌10日に申込み時指定の預金口座に振込む方法により支払われる。なお、振込手数料はスタースタッズオフィシャルライター・オフィシャルナビゲーター負担とする。
2. 本条第1項の利用料金の合計額が1,000円未満の場合には、当社はスタースタッズオフィシャルライター・オフィシャルナビゲーターに対する成功報酬確定を次月以降へ繰り延べるることができる。連続して3ヶ月繰り越した場合は消失するものとする。

#### **第10条（スタースタッズオフィシャルライター・オフィシャルナビゲーターの遵守事項）**

スタースタッズオフィシャルライター・オフィシャルナビゲーターは、コンテンツ・サービス又はアプリケーションにおいて以下の事項を行ってはならず、当社から是正の要請があった場合には、速やかに応じなければならないものとし、一定期間経過後も是正又は解決が図れていない場合には、第16条に従い本契約を解除することができるものとする。

- (1) アダルトコンテンツ、アダルトバナーを掲載したり、その他、公序良俗に反する、又は法令（医薬品医療機器等法、金融商品取引法、景品表示法、出会い系規制法等をさすがこれらに限られない）に違反するなど、当社がコンテンツ・サービスを運営する上で不適当と判断する内容の配信・運営・提供を行うこと
- (2) 当社に対して虚偽の情報を申述すること、あるいはコンテンツ・サービス内において運営上好ましくない虚偽の情報を提供すること
- (3) スタースタッズオフィシャルライター・オフィシャルナビゲーターを、他のインセンティブプログラム又は類似のサービスへ勧誘する行為やスタースタッズオフィシャルライター・オフィシャルナビゲーターに対しコンテンツ・サービスと類似のサービスを直接取扱又は直接成功報酬等の授受をすることを目的として直接連絡する行為（本号に該当する行為を行ったスタースタッズオフィシャルライター・オフィシャルナビゲーターは、当該行為の対象となったスタースタッズオフィシャルライター・オフィシャルナビゲーターを含めたコンテンツ・サービス内のリスナーやフォロワー数に1,000円を乗じた金額を違約金として当社に支払うものとする。ただし、当社に発生した損害額が違約金を上回る場合は、当該損害金を支払うものとする）
- (4) 他人の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、肖像権その他法律上の権利を侵害する行為
- (5) 商品・サービス・アプリの利用者（リスナーを含み、以下、同様とする）の許諾を得ることなく、又は、利用者が認識しうる商品・サービス・アプリの使用・利用・動作に必要な範囲を超えて、パソコンや携帯電話・スマートフォン等の情報処理端末から端末情報、個人情報その他の情報について読み取り・書き込み・取得等し、又は当該端末における設定の追加・変更等の操作・動作を行い、又は第三者への開示等を行うこと。また、これらの行為に該当すると疑われる行為。

- (6) アプリを動作させるためのオペレーションシステム提供者が管理・運営するアプリケーションストアにおいて、配信が認められていないアプリを運営・提供すること（当社が特別に認めた場合を除く）
- (7) アプリを動作させるためのオペレーションシステムにおいて、定められた規約・規定・条件に違反すること
- (8) 上記各号に該当するおそれのある行為
- (9) 本契約の各条項に違反すること

## 第11条（保証）

1. スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターは、自己又は自己の親近者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」という）に該当しないことを保証する。
2. スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターは、自己が、反社会的勢力との間で、次のいずれにも該当しないことを保証する。
  - (1) 反社会的勢力が経営を支配していること
  - (2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められること
  - (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図り、または第三者に損害を与えるなど、反社会的勢力を利用していると認められること
  - (4) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供する等の関与をしていると認められること
  - (5) 自己の役職員又は経営に実質的に関与している者が、反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していること
3. スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターは、自ら又は第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしないことを保証する。
  - (1) 暴力的な要求行為
  - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - (4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて信用を棄損し、または業務を妨害する行為
  - (5) その他前各号に準ずる行為
4. 当社は、スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターが前各項に違反した場合、スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターに催告をすることなく、本契約を解除することができるものとし、当該解除によりスタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターに損害が生じたときであっても、なんら賠償ないし補償をすることを要しないものとする。また、本条各項に基づく解除により、当社に損害が発生した場合は、損害を賠償するものとする。

## 第12条（アカウントIDとパスワードの管理）

スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターは、当社が付与したID及びパスワードを、自己の責任のもとに厳重に管理するものとする。万一、その管理を怠ったために損害が発生した場合は、スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターの負担とし、当社はいかなる責任も負わないものとする。

## 第13条（著作権・知的財産権）

1. スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターは、コンテンツ・サービスにおいて著作権又はその他の知的財産権に関して問題のあるコンテンツを利用してはならない。

2. スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターと第三者との間において、著作権又はその他の知的財産権に関する問題が生じた場合は、スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターがこれを解決するものとし、当社は一切責任を負わないものとする。

#### **第14条（秘密保持ならびに個人情報の取扱）**

1. 当社とスタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターは、本契約を通じて知り得る相手方の秘密を、相手方の事前の承認なしには一切外部に公表することはできないものとする。但し、裁判所若しくは警察その他行政機関の命令・捜査などがあった場合又は裁判所・警察その他行政機関に対し訴訟その他の手続上、当社が提出するべきと判断した情報又は既知となっている情報は除くものとする。また、当社とスタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターは、参加コンテンツ・サービス全般にまたがって集計された統計情報を、当該情報の主体が特定できない範囲において利用・公表できるものとする。
2. 当社は、スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターの個人情報を「個人情報保護方針」に基づき適正に取り扱い、当社が管理するスタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターの個人情報は、当社が別途規定する「個人情報の取扱について」に従って利用するものとする。スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターが本規約に同意した場合、この「個人情報の取扱について」に同意したものとみなす。
3. スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターは、コンテンツ・サービスを利用して得た又は知り得る他のライバー・ナビゲーターの情報（リスナー情報を含む）については個人情報保護法に関する法令等を遵守し、コンテンツ・サービスを利用する目的以外に使用してはならないものとする。

#### **第15条（契約期間）**

1. 本契約の期間は、申込フォームにて定める期間とする。ただし、申込フォームにて期間を定めない場合には、当社が申込を承諾した日より翌年同月同日までとする。
2. 契約の終了日の60日前までに当事者からの事前に終了の通知がない限り、本契約はインセンティブ契約書の定めに従い更新されるものとし、以後も同様とする。なお、申込フォームにて更新の定めがない場合は、1年間更新されるものとし、以後も同様とする。

#### **第16条（解約）**

1. スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターは、いつでも書面又は電子メール等による解約の申出をし、翌月末日をもって本契約を終了させることができる。
2. 当社は、本規約第2条2項の申込承諾から1ヶ月以内にインセンティブプログラムが開始しない場合には、本契約を解約することができる。
3. 当社は、当社の定める「スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーター契約基準」に照らし、スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターの内容が不適切と判断した場合には、いつでも解約又は一時停止の申出をし、本契約を終了又は、インセンティブプログラムを一時停止させることができる。この場合において、当社はスタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターに対して、その内容・根拠の説明を要しないものとする。
4. スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターは、解約後といえどもインセンティブプログラムの稼働期間中に、発生した成功報酬については、本規約第8条・第9条に定める義務を負うものとする。

### 第17条 (契約の解除)

1. 当社又はスタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターは、相手方に下記の事由が生じた場合、催告なしに本契約を解除することができる。なお、当社はスタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターに下記の事由が生じた場合であっても、当社の判断により解除の前に事情に応じてスタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターのインセンティブプログラムを一時停止とすることができる。
  - (1) 本契約内の条項を遵守しなかった場合
  - (2) 破産手続開始、民事再生、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、又は清算にはいったとき
  - (3) 支払の停止又は手形交換所の取引停止処分があったとき
  - (4) 仮差押、差押もしくは競売の申立があったとき
  - (5) 租税公課を滞納し督促を受け、又は保全差押を受けたとき
  - (6) 監督官庁から営業停止又は営業免許もしくは営業登録の取消などの処分を受けた場合
2. 本条第1項に基づき本契約が解除された場合、相手方当事者は、本契約に基づく債務についての期限の利益を失い、直ちに支払わなければならない。

### 第18条 (担当者との連絡)

スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターと当社との連絡は、原則として電子メールまたは担当者が選択する連絡手段にて行われるものとする。スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターは、この連絡メール・連絡手段の受信を拒否できないものとする。

### 第19条 (コンテンツ・サービスの停止、変更、修正、追加、削除)

当社は、いつでもその内容を停止、変更、修正、追加、削除することができるものとする。その内容をスタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターへの通知は1週間前に電子メールにて行うものとするが、緊急を要する場合はその限りではないものとする。

### 第20条 (保証の制限)

当社は、以下の事項の保証をしないものとする。

- (1) 運営コンテンツ・サービス、提携コンテンツ・サービスが停止することなく、問題なく運営されること
- (2) 運営コンテンツ・サービス、提携コンテンツ・サービスに欠陥が生じた場合に、常に修復されること。
- (3) 運営コンテンツ・サービス、提携コンテンツ・サービスに係るシステム内に何らエラー、バグ等の欠陥、不具合が存在しないこと。
- (4) 運営コンテンツ・サービス、提携コンテンツ・サービス内にコンピュータウイルスなどの破壊的構成物が存在しないこと。
- (5) そのためのセキュリティ方法が十分に提供されていること。
- (6) 運営コンテンツ・サービス、提携コンテンツ・サービスの利用により、自らの目的の一部又は全てが達成されること。

### 第21条 (責任の限定)

当社は、本契約に関する債務不履行あるいは、不法行為その他請求の根拠のいかんに関わらず、得べかりし利益、あらゆる種類の付随的損害、間接損害、派生的損害、及び特別損害について、責任を負わないものとする。

## 第22条（損害賠償等）

1. スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターの行った行為に起因して、スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーター及び第三者（リスナーを含む。本条において以下同じ）に発生した損害に対しては、当社は何ら責任を負わないものとする。
2. スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターが行った行為に起因して、当社に損害が発生（当社が第三者から損害賠償等を請求された場合を含む）した場合、当社は当該損失額（対応に必要な費用を含む）を当該スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターに請求できるものとする。

## 第23条（権利及びライセンスの帰属）

当社やスタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターがそれぞれのコンテンツ・サービスに提供する、コンテンツ、技術、すべてのイメージ（バナーや商標なども含む）に関する権利は、すべて提供者に帰属するものとし、提供を受ける当事者はコンテンツ・サービス上の限定された範囲内でのみその利用を許可されているものとする。また、提供を受ける当事者は提供者の事前の許可なくして、それらの内容などに対して一切の修正・変更はできないものとする。

## 第24条（商標等の使用）

1. 当社の商標等（社名、サービス名、その他ロゴマーク等を含む）の使用は、スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターが活動する為に必要な媒体（インターネット上のWEBページ、名刺、パンフレット等）への掲載に限るものとする。
2. 当社より商標等の使用許諾を得た場合であっても、当社の裁量により使用方法等につき不相当と認められた場合には、当社はスタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターに対して直ちに使用を中止するよう申出をし、又は使用許諾の取消を行う事ができる。

## 第25条（地位等の譲渡）

スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターは、当社の事前の書面による同意なしに、本契約上の地位・本契約上の債権債務の全部又は一部を譲渡することはできないものとする。

## 第26条（不可抗力）

天災、当局の不作為、火災、ストライキ、洪水、疫病、暴動、戦争行為、通信回線の不通又は通信機器の破壊等の不可抗力があった場合、いずれの当事者も、本契約義務を履行する責任を負わず、履行遅滞について責任を負わないものとする。

## 第27条（届出義務）

1. スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターは、申込フォームまたは契約書記載の住所・住民票・氏名など、契約内容に変更があった場合は、速やかに当社に届出するものとする。
2. スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターが本条第1項の届出を怠ったために、当社の通知又は送付された書類が延着し、又は送達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとする。

## 第28条（準拠法・合意管轄）

本規約及び本契約は日本法に準拠し、本規約及び本契約に関する訴訟は、その訴額に応じて神戸地方裁判所又は神戸簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

**第29条（規約及び条件等の改訂）**

1. 本規約及び条件は、当社の裁量によりスタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターの承諾なく随時変更・改訂を行うことができるものとし、スタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターはこれを承諾するものとする。なお、当社は、本規約及び条件の変更・改訂を行った場合は、その旨をオフィシャルホームページにて告知するものとする。
2. 本条第1項による改訂後の本規約も、当社とスタースタッズオフィシャルライバー・オフィシャルナビゲーターとの間のすべての関係に適用されるものとする。

以上

2018年12月3日制定 施行

2019年10月20日改定 施行